

7 職員手当の状況(普通会計)

区分	あきる野市			東京都			国					
期末・勤勉手当	(平成19年度支給割合) 単位: 月分			(平成19年度支給割合) 単位: 月分			(平成19年度支給割合) 単位: 月分					
		期末手当	勤勉手当	合計		期末手当	勤勉手当	合計		期末手当	勤勉手当	合計
	6月期	1.55 (0.75)	0.525 (0.275)	2.075 (1.025)	6月期	1.60 (0.75)	0.50 (0.275)	2.10 (1.025)	6月期	1.40 (0.75)	0.75 (0.35)	2.15 (1.10)
	12月期	1.50 (0.95)	0.625 (0.275)	2.125 (1.225)	12月期	1.65 (0.95)	0.50 (0.275)	2.15 (1.225)	12月期	1.60 (0.85)	0.75 (0.40)	2.35 (1.25)
	3月期	0.29 (0.10)	-	0.29 (0.10)	3月期	0.25 (0.10)	-	0.25 (0.10)	3月期	-	-	-
合計	3.34 (1.80)	1.15 (0.55)	4.49 (2.35)	合計	3.50 (1.80)	1.00 (0.55)	4.50 (2.35)	合計	3.00 (1.60)	1.50 (0.75)	4.50 (2.35)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有												
退職手当	単位: 月分			単位: 月分			単位: 月分					
	(支給率)	普通	定年	(支給率)	普通	定年	(支給率)	普通	定年			
	勤続20年	24.25	33.50	勤続20年	24.25	33.50	勤続20年	23.50	30.55			
	勤続25年	32.50	43.50	勤続25年	32.50	43.50	勤続25年	33.50	41.34			
	勤続35年	49.75	59.20	勤続35年	49.75	59.20	勤続35年	47.50	59.28			
最高限度額	59.20	59.20	最高限度額	50.00	59.20	最高限度額	59.28	59.28				
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 勤奨等退職時の特別昇給 1号給			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)						
平成19年度1人当たり平均支給額 普通 394万円(平均勤続9年9月) 定年など 2,703万円(平均勤続37年3月)			平成19年度1人当たり平均支給額 普通 323万円(平均勤続8年5月) 定年など 2,580万円(平均勤続36年2月)									

(注) 1 期末・勤勉手当の()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当 (平成20年4月1日現在)	支給対象地域		全地域	特殊勤務手当 (平成19年度)	区分		全職種	
	支給率				14.5%	職員全体に占める手当支給職員の割合	5.2%	
	支給対象職員数				431人	支給対象職員1人当たり平均支給年額	956円	
	東京都の制度(支給率)	地域区分により	14.5~0%		手当の種類(手当数)	8種類		
	国の制度(支給率)	地域区分により	14.5~0%		代表的な手当の名称	支給額の多い手当	危険手当	
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成19年度)			595,673円	職員に支給されている手当	危険手当 税務手当			

時間外勤務手当	平成19年度	支給総額	85,424千円	平成18年度	支給総額	84,423千円
		職員1人当たり支給年額	210千円		職員1人当たり支給年額	192千円

(平成20年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者	13,500円	配偶者 13,000円
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,000円	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,500円
	配偶者以外の扶養親族のうち3人以上	5,000円	配偶者以外の扶養親族のうち3人以上 6,500円
	配偶者のない職員の第1子	13,500円	配偶者のない職員の第1子 11,000円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(配偶者のない職員の第1子を除く)1人につき4,000円を加算		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算
住居手当	世帯主などで扶養親族のある者	9,000円	自宅新築・購入後5年以内 2,500円
	世帯主などで扶養親族のない者	8,500円	賃貸住宅居住職員に対する最高限度額 27,000円
通勤手当	交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額 55,000円 交通用具使用 通勤距離に応じて支給(車、自転車など)	異なる 一部異なる	交通用具使用 通勤距離により支給額が異なる(車、自転車など)

8 定員の状況

ア 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	
	平成19年	平成20年		
一般行政部門	議会	7	7	0
	総務	105	100	5
	税務	35	35	0
	民生	104	101	3
	衛生	35	35	0
	農林水産	10	11	1
	商工	7	11	4
	土木	37	36	1
小計	340	336	4	
特別行政部門	教育	99	95	4
小計	99	95	4	
普通会計計	439	431	8	
公営企業等会計部門	下水道	12	13	1
	その他	49	44	5
	小計	61	57	4
合計	500 (12)	488 (14)	12 (2)	

イ 平成19年の職員数の増減状況

区分	増員数	減員数	差引	主な増減理由	
一般行政部門	議会	0	0	0	
	総務	1	6	5	組織改正に伴う増(1)、組織改正に伴う減(4)、人事異動による欠員不補充(1)、休職者の減(1)
	税務	0	0	0	
	民生	1	4	3	業務量増に伴う増(1)、人事異動による欠員不補充(4)
	衛生	1	1	0	所管替えによる増(1)、事務の統廃合による減(1)
	農林水産	1	0	1	人事異動による欠員補充(1)
	商工	5	1	4	新規事業に伴う増(5)、人事異動による欠員不補充(1)
特別行政部門	土木	0	1	1	人事異動による欠員不補充(1)
	教育	0	4	4	人事異動による欠員不補充(4)
公営企業等会計部門	下水道	1	0	1	退職見込者に伴う増(1)
	その他	1	6	5	業務見直しによる増(1)、人事異動による欠員不補充(1)、水道業務を都へ移管することによる減(5)

9 給与水準

平成19年4月1日現在で、国の一般行政職職員を100とした場合、東京都は104.4で、あきる野市は99.4です。
 都内26市中でも低い水準となっています。

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。
 2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。